矢吹町地域活性化イベント事業費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、中心市街地をはじめ町内各地域の賑わいを創出し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、第３条に規定する者が実施するイベント等に要する経費について、町長が予算の範囲内で交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　個人　法人格を有しない個人事業主及び個人をいう。

(２)　団体等　サークル、クラブ、協会、研究会等の法人格を有しない社団のうち自治会、育成会、スポーツ少年団等の専ら地域貢献・子育て支援活動を目的とした団体以外の者をいう。

(３)　イベント等　個人又は団体等が主催し実施する行事、フェス、マルシェ、ライブイベント等で、町内外から参加、出展することができるものをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者は、イベント等を実施する個人又は団体等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　町内に住所又は事務所を有する個人もしくは団体等であること。

(２)　代表者、構成員及び活動目的が当該団体の規約等に定められている団体等であること。（団体等が実施する場合）

(３)　矢吹町暴力団排除条例(平成２５年矢吹町条例第１１号)第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号及び同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(４)　町税等を滞納していないこと。

（助成対象事業）

第４条　助成金の交付対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、町内に賑わいを創出し、交流人口の拡大につながるイベント等であること。ただし、次の各号に該当するものは対象外とする。

(１)　地区の祭り等、定例的に実施しているもの。

(２)　予選会や競技大会などのスポーツ振興に関するもの。

(３)　特定の政党、宗教又は政治的信条を支持するもの又は、特定の思想、主義又は主張の普及宣伝に利用されるおそれがあるもの。

(４)　特定の者又は特定の団体のみを対象としたもの。

(５)　公共施設の指定管理者が指定管理業務の一環として実施するもの。

(６)　町又は町が事務局を担う協議会等と共催もしくは合同で実施するもの。

(７） 法令及び公序良俗に反するもの。

(８)　イベント等の実施に対して国又は地方公共団体から他の補助金等を受けているもの。

(９)　その他町長が不適当と認めたもの。

２　一定期間に連続して実施するイベント等は、１つの事業とみなすものとする。

（助成対象経費）

第５条　助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成事業の実施に要する経費のうち人件費以外の費用とする。

（助成金の額）

第６条　この要綱により交付する助成金の額は、１つの助成事業につき、助成対象経費の１０分の１０に相当する額（その額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、冬季（１２月から翌年３月）実施のイベント等にあっては８万円、冬季以外実施のイベント等にあっては５万円を上限とする。

（助成金の交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢吹町地域活性化イベント事業費助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて助成事業の完了後、３０日以内に町長に提出しなければならない。

(１)　収支報告書（様式第２号）

(２)　事業の実施内容が分かる書類等

(３)　代表者、構成員、活動目的が分かる団体規約等

(４)　その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定及び交付）

第８条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の規定により交付を決定したときは、矢吹町地域活性化イベント事業費助成金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知し、すみやかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第９条　町長は、申請の内容に偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、助成金の返還を求めるものとする。

（書類の整備）

第１０条　申請者は、当該助成金に関する書類等を整備し、助成金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

２　申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。